

JT-60SA 安定化板の形状評価作業

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
トカマクシステム技術開発部
JT-60SA 容器内機器開発グループ

目次

1. 一般仕様.....	2
1.1. 件名.....	2
1.1. 目的.....	2
1.2. 納期(履行期限)	2
1.3. 作業場所.....	2
1.4. 業務内容.....	2
1.5. 提出図書.....	2
1.6. 検査条件.....	4
1.7. 支給品及び貸与品.....	4
1.8. 適用法規・規程等.....	4
1.8.1. 適用法規.....	4
1.8.2. 適用規格基準.....	4
1.9. その他.....	5
1.10. グリーン購入法の推進.....	5
1.11. 協議	5
1.12. 免責事項	5
1.13. 打合わせ及び立合い	6
1.14. 技術情報及び作業内容、成果公開等の取扱い	6
1.14.1. 成果の帰属	6
1.14.2. 技術情報の開示制限	6
1.14.3. 秘密の保持	6
1.14.4. 知的財産権の取扱い	6
1.15. 契約不適合責任	6
2. 技術仕様.....	7
2.1. 一般事項.....	7
2.2. JT-60SA と安定化板の概要	7
2.3. プラズマ制御に関わる形状検討作業.....	9
2.3.1. 概要.....	9
2.3.2. 形状確認.....	9
2.4. 安定化板に流れる電流の検討.....	10
2.5. 報告書作成.....	10

1. 一般仕様

1.1. 件名

JT-60SA 安定化板の形状評価作業

1.1. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、幅広いアプローチ活動のサテライト・トカマク計画において、JT-60SA のプラズマ加熱実験を行う。本件では、JT-60SA の運転に向けて、プラズマ安定制御に使われる安定化板について、プラズマへの影響を考慮するために必要な形状評価作業を行うものである。

1.2. 納期(履行期限)

令和 8 年 3 月 25 日（水）

1.3. 作業場所

受注者社内、または

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 JT-60 実験棟及び周辺エリア

（茨城県那珂市向山 801-1）

詳細は、別途 QST と協議し決定する。

1.4. 業務内容

JT-60SA 安定化板の形状評価作業 一式

1.5. 提出図書

下記の書類を提出すること。

表 1.5-1 提出図書一覧

提出書類	内容及び提出期限	部数	確認
工程表	契約後すみやかに提出し、QST の確認を得ること。	文書 3 部及び電子ファイル送付のこと。	要
作業計画書	作業計画として、計測位置を記した書類を提出すること。	文書 1 部及び電子ファイルで送付のこと。	

	作業開始前に、本計画書を提出し、QST の確認を得ること。各作業に変更が生じた場合には、変更版をすみやかに提出し、QST の確認を得ること。		
再委託承諾願	下請けを使用する場合は提出すること。様式は QST 指定の書式とし、作業開始 2 週間前迄に提出すること。	1 式	要
作業要領書	QST 内で作業する際は、作業要領書を提出し、作業開始前に QST の確認を得ること。その際以下の書類を含めること。 ・現場代理人を記した書類。 ・作業体制表 ・リスクアセスメント	文書 1 部及び電子ファイルで送付のこと。	要
議事録	打合わせ後、5 日（営業日）以内に電子メールで提出すること。日本語とし、QST の確認を得ること。	文書 1 部及び電子ファイルで送付のこと。	要
報告書	作業報告書は以下の書類からなる。 ・作業計画書最終版 ・寸法検査記録 ・安定化板の検討報告 これらに加え、本件で作成した検討図書を含めること。印刷物で納入すると共に、DVD-R を用いて電子ファイル（PDF）形式で提出すること。 図表に用いたオリジナルの写真と数値データを Microsoft 社製 Word や Excel 形式で提出すること。	文書 3 部及び電子ファイルで送付のこと。	不要
外国人来訪者票（QST 指定様式）	対象者入構の 2 週間前までに提出すること。 外国籍のもの、又は、日本国籍で非居住の者の入構がある場合提出すること。	1 部	要

(1) 確認方法

「確認」は次の方法で行う。QST は、確認のために提出された書類を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、必要な場合は修正を指示し、修正を指示しないときは確認したものとする。ただし「再委託承諾願」は QST の確認後、書面にて回答するものとする。「外国人来訪者票」は QST の確認後、電子メールにて入構可否を回答するものとする。

(2) 提出書類形式

受注者は、提出書類を以下の形式で作成すること。

文書：Microsoft 社製 Word、Excel、Adobe 社製 PDF

CAD : 3D CAD は Dassault System 社製 CATIA V5R34、又は中間ファイル (STP 又は IGS) 、
2D CAD はオートデスク社の AutoCAD 用 DXF 形式。

(3) 提出場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

トカマクシステム技術開発部 JT-60SA 容器内機器開発グループ

1.6. 検査条件

II 章に示す作業完了後、I 章 5 項に定める提出書類の確認、I 章 7 項に定める貸与品が全て返却されたことの確認並びに本仕様書に定めるところに従って業務が実施されたと QST が認めた時をもって検査合格とする。

1.7. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

現地本作業に関わる電気、水等は無償にて支給する。

(2) 貸与品

本作業に関わる図面や設計図書は無償にて貸与する。

現地本作業に関わるクレーンは無償にて貸与する。

1.8. 適用法規・規程等

1.8.1. 適用法規

(1) 労働安全衛生法

(2) 労働基準法

(3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(4) 電気事業法

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(6) その他関係する諸法令

1.8.2. 適用規格基準

(1) 労働安全衛生法 クレーン構造規格（準拠）

- (2) 那珂フュージョン研究所放射線安全取扱手引等放射線に関する諸規程
- (3) QST 内諸規程、規格
- (4) JT-60 施設管理要領及びこれに基づき制定した各種要領
(JT-60 安全手引 JT-60 実験棟本体室等における作業手引書等)
- (5) 日本産業規格 (JIS)
- (6) その他関係する諸規格・基準

1.9. その他

- (1) 受注者は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識するとともに、QST の規程等を順守し、安全性に配慮しつつ業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、本件業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を QST の施設外において、発表若しくは公開することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、QST 内作業で異常事態等が発生した場合、QST の指示に従い行動するものとする。
- (4) 受注者が QST 内で作業する際は、作業場所によっては、複数の業者と作業場所が重複する場合や天井クレーンを使用が重複する可能性がある。遅滞なく安全に作業を進めるためには、クレーンの利用時間、作業場所の重複や近接、上下作業を回避するよう作業調整をする必要がある。受注者は、QST 担当者と相談の上、作業場所や作業可能日時を確認し、上記の調整に協力すること。

1.10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

1.12. 免責事項

- (1) プラズマの性能に関する一切

(2) 納入後のプラズマ実験運転における機器の健全性

1.13. 打合わせ及び立合い

- (1) 本契約に関する打合わせは、適宜、QST 施設において行うものとする。
- (2) 本仕様書に定める作業のうち、QST が必要と考えた場合には、立ち会いに協力すること。
- (3) QST は、(2)に定める立会いを行う場合、受注者に事前に連絡する。
- (4) QST は、立会現場の写真撮影の必要性を認める場合には、撮影できることとする。

1.14. 技術情報及び作業内容、成果公開等の取扱い

1.14.1. 成果の帰属

本契約により得られる成果の帰属は、別添「BA 協定の調達に係る情報及び知的財産に関する特約条項」によるものとする。

1.14.2. 技術情報の開示制限

- (1) 受注者は、本契約を実施することにより得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ文書で QST の確認を得るものとする。
- (2) 受注者は、本契約の目的を達成するために受注者の保有する技術情報を QST が了知する必要が生じた場合、受注者が合意した場合に限り、当該技術情報を QST に無償で提供するものとする。
- (3) QST は、受注者の提供する技術情報を、受注者の合意なく第三者に提供しないものとする。

1.14.3. 秘密の保持

受注者は、本契約で作成された資料又は QST が開示した資料を、契約目的以外に使用してはならない。

1.14.4. 知的財産権の取扱い

本契約により発生する知的財産権の取扱いは、別添「BA 協定の調達に係る情報及び知的財産に関する特約条項」によるものとする。

1.15. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

2. 技術仕様

2.1. 一般事項

- 安定化板は、JT-60SA の真空容器に設置される金属製の板である。
- JT-60SA の真空容器内において、プラズマの位置や形状が変化した際、安定化板には電磁誘導により電流が流れ、プラズマを元に戻す力が発生し、プラズマを安定に保つ機能がある。
- 本件では、この機能を評価するために、安定化板の寸法計測、並びにその計測結果からプラズマ制御の観点で評価を行うものである。
- 本件を遂行するに当たっては、大型鋼板の計測、プラズマの影響で金属片を流れる誘導電流、及び電磁力の評価方法に対する知見や経験が必要である。

2.2. JT-60SA と安定化板の概要

JT-60SA トカマク装置の全体図を図 2-1 に示す。真空容器を覆うようにトロイダル磁場コイル、ポロイダル磁場コイルなどの超伝導コイルが配置される。クライオスタットは超伝導コイルを極低温に維持するための断熱容器である。真空容器内には、プラズマを安定に制御するための容器内コイルが配置され、その前面に安定化板が配置される。安定化板の表面には外側第一壁と呼ばれる炭素タイル付き冷却管路が配置される。

図 2-2 に安定化板の構造を示す。まず、真空容器内に安定化板を支える支持脚 18 本がある。安定化板は、この支持脚に対し、2 枚のステンレス製板（厚み 10 mm）をリブで溶接接続した二重壁、とよばれる板を貼った構造である。二重壁は、中央部、上部、下部の 3 つに分かれている。支持脚に二重壁をボルト固定した後、支持脚を保護する全面板（中央、上部、下部）を取り付ける。このように、安定化板は各部材を組み合わせて組み立てられ、全体の仕上がり公差は ± 10 mm 以内となる機器である。ただし、局所的には凹凸が発生していると考えられ、本件はそれについて計測し、評価するものである。

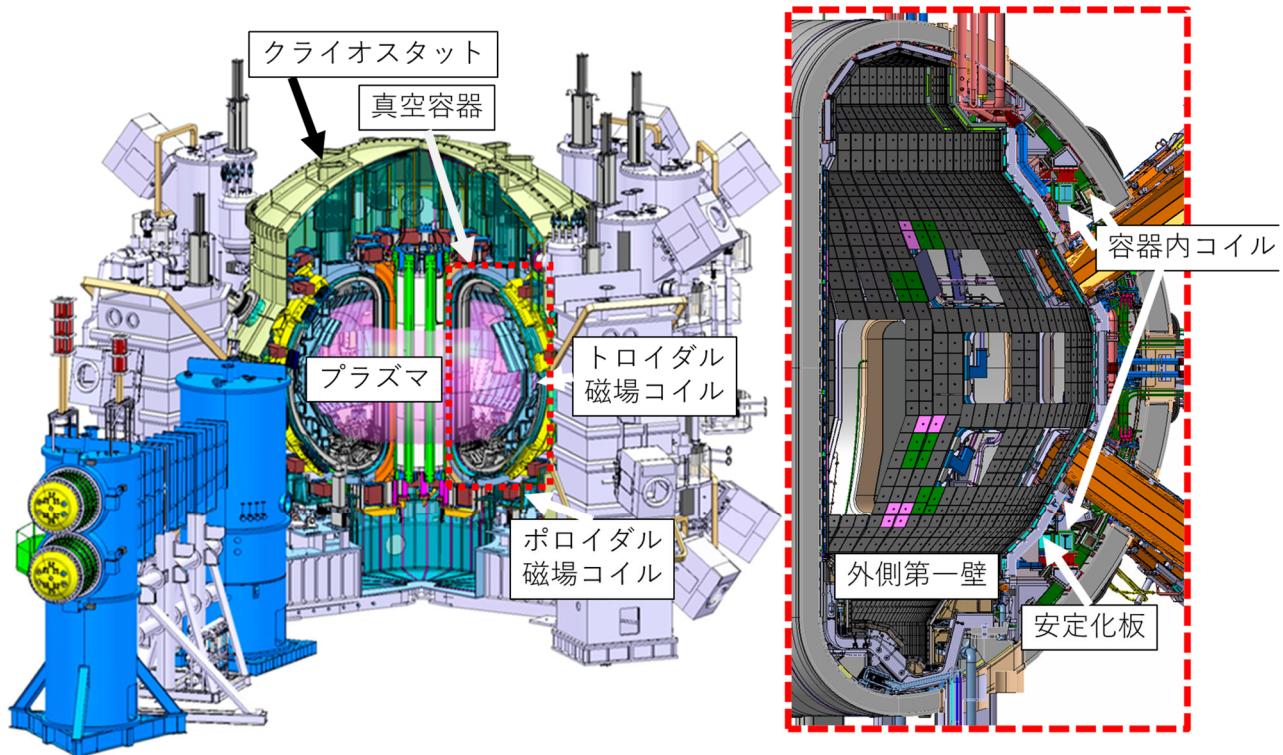


図 2-1 JT-60SA 外観と真空用容器の断面図

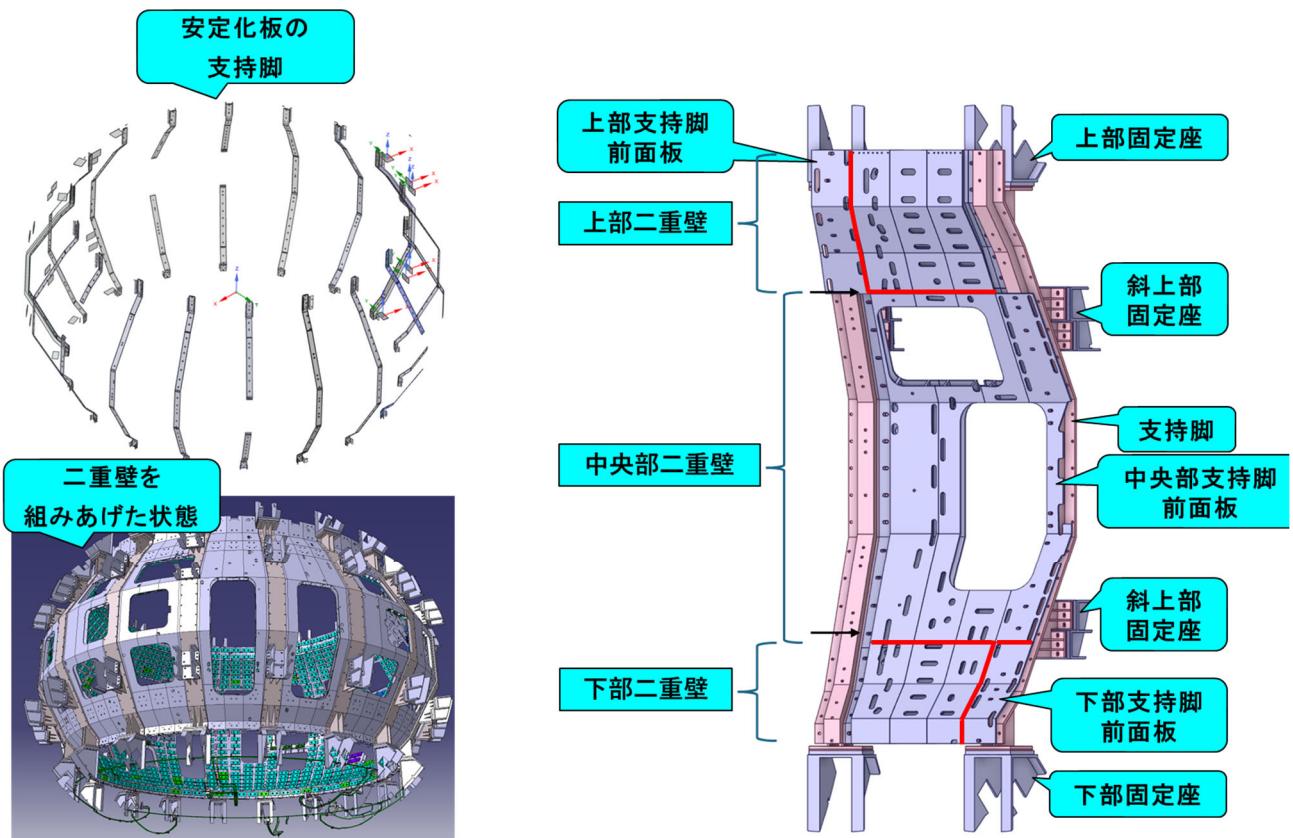


図 2-2 安定化板の構成

2.3. プラズマ制御に関する形状検討作業

2.3.1. 概要

JT-60SA のプラズマは、図 2-1 に示すように真空容器の形状に沿って、ドーナツ型に形成される。図 2-3 にその断面のイメージを示す。真空容器に支持脚が固定され、そこに二重壁がついている。この二重壁のプラズマに面する側は、指示脚の個体差や、二重壁の表面内のうねりや反り ($\pm 10 \text{ mm}$ 内) で凹凸が生じる。本件では、特に変形の大きい場所を抽出すること。また、その結果を用い、プラズマ制御の観点で影響を調べること。

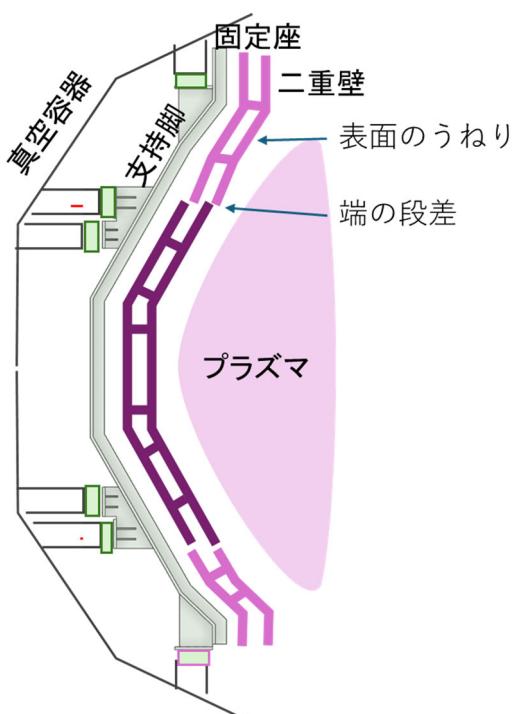


図 2-3 JT-60SA 断面でみた安定化板とプラズマのイメージ図

2.3.2. 形状確認

本件では、安定化板を流れる誘導電流の変動の原因となると思われる、二重壁表面のうねりや二重壁を繋いだ際の段差を調査すること。下記に主な計測対象を記載するが、受注者が検討に必要と考える箇所については必要に応じて追加して作業計画書に記載し、計測すること。以下を主な計測点とする。

- 各支持脚（図 2-4 参照）
- 二重壁（図 2-5 参照）の凹凸
- 二重壁の端部のうねり

2.4. 安定化板に流れる電流の検討

2章3項で計測したデータを元に、安定化板に発生する誘導電流や電磁力への影響について検討すること。

- 局所的な変形箇所を調べ、特に変位や段差が大きい箇所を抽出すること。
- これら特に変位や段差が大きい箇所について、安定化板に流れる電流や電磁力への影響を検討すること。
- 検討にあたっては、理想的な形状に対する差について比較すること。
- これらの結果を受けて、プラズマを均一に保つための性能上、注意点についてまとめること。

2.5. 報告書作成

2章3項で計測した結果、及び2章4項で検討した結果を報告書としてまとめること。検討に使ったデータや図も報告書に納めること。

以上

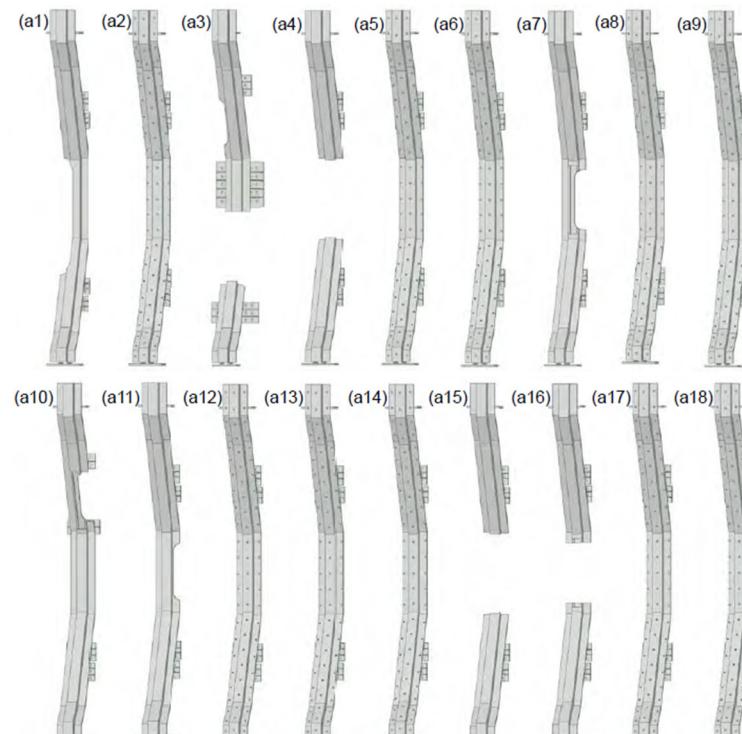


図 2-4 安定化板の支持脚

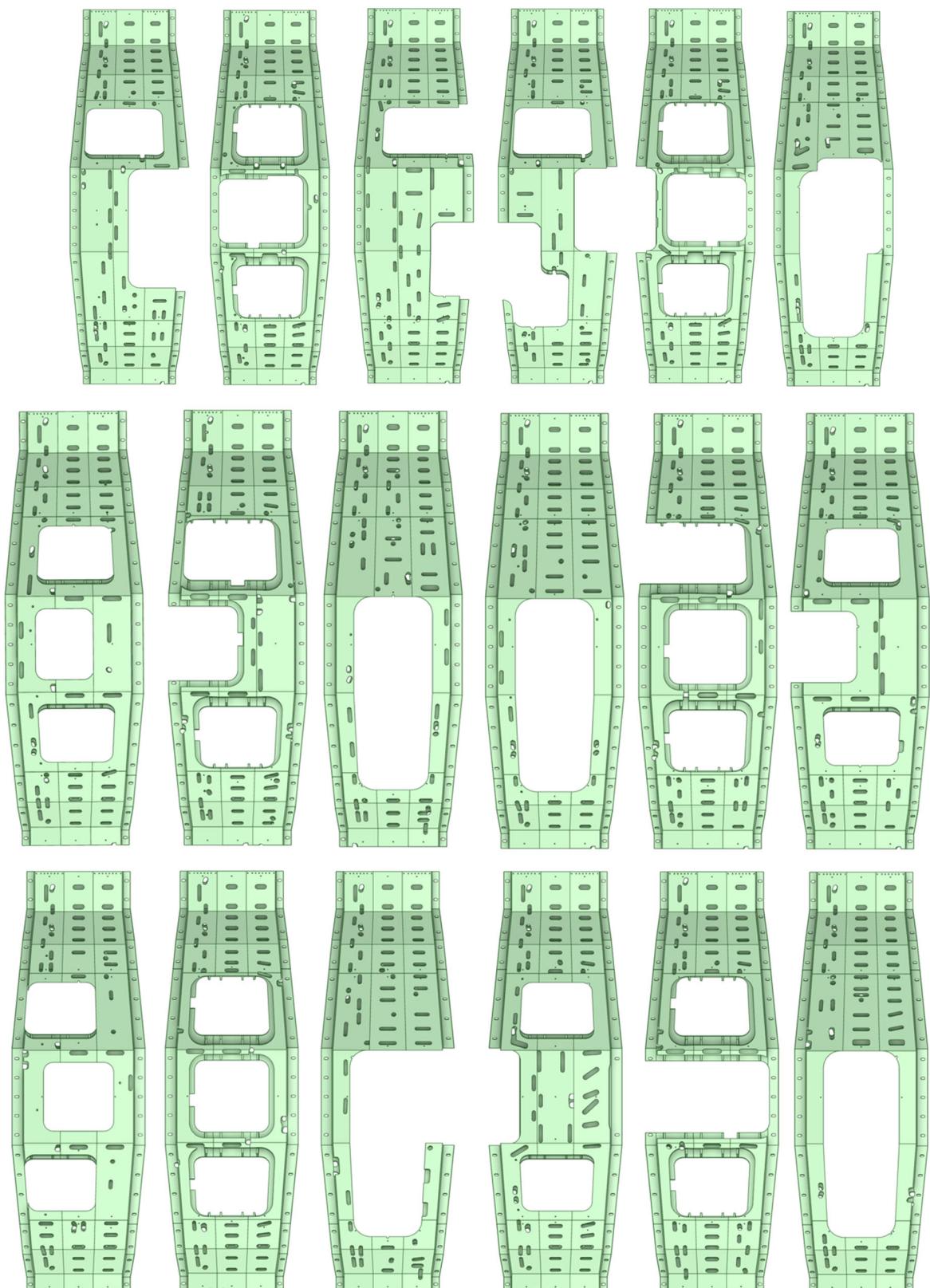


図 2-5 安定化板の二重壁 18 セクター分 (1 セクター、上・中・下に分割)

BA 協定の調達に係る情報及び知的財産に関する特約条項

本契約については、本契約一般条項によるほか、次の特約条項（以下「本特約条項」という。）による。

（定義）

- 第1条 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権又は特許を受ける権利
 - (2) 実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権又は実用新案登録を受ける権利
 - (3) 意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権又は意匠登録を受ける権利
 - (4) 商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権又は商標登録を受ける権利
 - (5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権又は回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
 - (6) 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権又は品種登録を受ける地位
 - (7) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権
 - (8) 外国における、第1号から第7号に記載の各知的財産権に相当する権利
 - (9) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に規定する営業秘密に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（以下「営業秘密」という。）
- 2 本契約において「情報」とは、法律による保護を受けることができるか否かを問わず、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明であって、前項に定義する知的財産権を除いたものをいう。
- 3 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに営業秘密を使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 4 本契約において「背景的な知的財産権」とは、本契約の締結前に取得され、開発され、若しくは創出された知的財産権又は本契約の範囲外において取得され、開発され、若しくは創出される知的財産権をいう。
- 5 本契約において「生み出された知的財産権」とは、本契約の履行の過程で、乙が単独で又は甲と共同で取得し、開発し、又は創出した知的財産権をいう。
- 6 本契約において「BA 協定」とは「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」をいう。
- 7 本契約において「事業長」とは、BA 協定第6条に定める「事業長」をいう。

- 8 本契約において「事業チーム」とは、BA 協定第6条に定める「事業チーム」をいう。
- 9 本契約において「締約者」とは、BA 協定の締約者をいう。
- 10 本契約において「実施機関」とは、BA 協定第7条に基づき、締約者が指定する法人をいう。
- 11 本契約において「団体」とは、実施機関がBA 協定の目的のために物品又は役務の提供に関する契約を締結する団体をいう。
- 12 本契約において「特許等」とは、特許、登録実用新案、登録意匠、登録商標、登録回路配置及び登録品種の総称をいう。

(情報の普及及び使用)

- 第2条 乙は、実施機関又は締約者が、本契約の実施により直接に生ずる科学的及び技術的な雑誌の記事、報告書及び書籍を翻訳し、複製し、及び公に頒布するための非排他的な、取消し不能な、かつ、無償の利用権をすべての国において有することに同意する。
- 2 乙は、前項により作成される著作権のある著作物の写しであって公に頒布されるすべてのものには、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示することに同意する。
 - 3 乙は、本契約の実施により乙が生み出すすべての情報を平和的目的ためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、締約者、実施機関、事業長及び事業チームの構成員が自由に入手できることに同意する。

(発明等の報告)

- 第3条 乙は、本契約の履行の過程で発明等を創出した場合には（以下、かかる発明等を「本発明等」という。）、本発明等の詳細とともに、速やかに甲に書面により報告するものとする。
- 2 乙は、甲が前項の本発明等の詳細を含む報告を締約者、甲以外の実施機関、事業長及び事業チームの構成員に提供すること、並びに、甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の団体に提供することに、あらかじめ同意する。

(生み出された知的財産権の帰属等)

- 第4条 本発明等に係る知的財産権は、乙に帰属する。ただし、本発明等が甲乙共同で創出したものである場合、当該本発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有となる。
- 2 前項ただし書きの甲及び乙の共有に係る知的財産権について、甲及び乙は、知的財産権の持分、費用分担、その他必要な事項を協議の上、別途取決めを締結するものとする。
 - 3 乙は、甲及び乙の共有に係る当該知的財産権を自ら又は乙が指定する者が実施する場合、甲及び乙の持分に応じてあらかじめ定める不実施補償料を甲に支払うものとする。

(発明等の取扱い)

- 第5条 乙は、本発明等に関し、(i)特許等の登録に必要な手続を行うか、(ii)営業秘密として管理するか、又は、(iii)(i)若しくは(ii)のいずれも行わないかという取扱いについて速やかに決定の上、甲に決定内容を書面により報告する。ただし、当該本発明等が甲乙共同で創出したものである場合、甲及び乙は、上記(i)ないし(iii)の取扱いについて別途協議の上決定する。
- 2 乙は、前項に基づく本発明等の取扱いに関する決定内容について、甲が締約者、甲以外の実施機関、事業長及び事業チームの構成員並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の団体に提供することに、あらかじめ同意する。
- 3 乙は、乙が第1項の(iii)の取扱いをすることを決定した本発明等については、締約者又は実施機関の求めがあった場合は、当該本発明等の知的財産権を締約者又は実施機関に承継させるものとする。

(背景的な知的財産権の認定)

- 第6条 乙が本契約の履行の過程で利用する背景的な知的財産権は、甲及び乙が別途締結する覚書（以下「覚書」という。）に定める。覚書に定めのない知的財産権であって、本契約の履行の過程で利用されるものは、生み出された知的財産権とみなす。
- 2 乙は、覚書に定める知的財産権の内容に変更が生じたときは、速やかに当該変更内容を甲に書面により報告するものとする。
- 3 乙は、本契約締結後に本契約の履行の過程で利用すべき背景的な知的財産権の存在が判明したときは、速やかに、当該背景的な知的財産権が、本契約の範囲外において存在することを証明する具体的な証拠とともに、本契約締結前に報告できなかった正当な理由を甲に書面により報告するものとする。
- 4 甲は、前項の報告を受けた場合は、乙から提出された証拠及び理由の妥当性を検討の上、必要に応じて、甲乙協議の上、覚書の改訂を行うものとする。
- 5 乙は、本条に基づく報告について、甲が締約者、甲以外の実施機関、事業長及び事業チームの構成員に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の団体に提供することに、あらかじめ同意する。
- 6 覚書による背景的な知的財産権の認定は、当該背景的な知的財産権について、締約者、実施機関、事業長及び事業チームの構成員又は乙以外の団体に実施権等を付与する義務を生じさせるものではない。

(背景的な知的財産権の帰属)

- 第7条 本契約は、背景的な知的財産権の帰属について何ら変更を生じさせるものではない。

(創出者への補償等)

- 第8条 乙は、乙の従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が創出した本発明等

に係る知的財産権を、適用法令に従い、乙の費用と責任において従業者等から承継するものとする。

(生み出された知的財産権の実施許諾)

第9条 生み出された知的財産権の実施権の許諾（利用権の付与を含む。以下同じ。）

については、次の各号による。

(1) 乙は、甲が自ら実施する研究開発に関する活動のため、並びに事業長及び事業チームの構成員が事業チームに与えられる任務の遂行のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を甲に許諾する。当該実施権は、甲が第三者に再実施を許諾する権利を伴う。

(2) 乙は、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を実施機関及び締約者に許諾する。当該実施権は、実施機関及び締約者が第三者に再実施を許諾する権利を伴う。

なお、乙は、当該生み出された知的財産権が実施機関又は締約者によってイーター計画に使用される場合は、当該生み出された知的財産権の実施権がイーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定に規定される背景的な知的財産権として取り扱われることに、あらかじめ合意する。

- 2 前項の知的財産権が甲と乙の共有に係るものである場合、甲と乙は、共同して同項に基づく実施権の許諾を行う。
- 3 乙は、第1項に規定する実施権及び再実施を許諾する権利の許諾の記録を保持し、甲の求めに応じこれを甲に提供する。乙は、上記記録に変更がある場合は、各年の上半期については7月15日までに、下半期については翌年の1月15日までに甲に報告書を提出する。
- 4 乙は、前項の規定に従い甲に提供した記録を、締約者、甲以外の実施機関、事業長及び事業チームの構成員に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とされる場合において乙以外の団体に提供することに、あらかじめ同意する。
- 5 乙は、締約者、実施機関以外の第三者に対し、生み出された知的財産権の実施権を許諾する場合には、甲の事前の書面による同意を得て行うものとする。当該第三者への実施権の許諾は、平和的目的のための使用に限り行うものとする。
- 6 乙は、締約者又は甲以外の実施機関に対して直接実施許諾できない理由があるときには、甲が第1項第2号に基づき締約者又は甲以外の実施機関に再実施を許諾するための権利を伴う、生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を甲に許諾するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第10条 乙は、本契約の目的として作成される提出書類、プログラム及びデータベース等の納入品に係る著作権は、すべて甲に帰属することを認め、乙が著作権を有する

場合（第6条に基づき従業者等から承継する場合を含む。）であっても、乙はかかる著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含み、日本国内における権利に限らない。）を甲に譲渡する。かかる譲渡の対価は、本契約書に定める請負の対価に含まれる。

2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者に著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

（下請負人に対する責任）

第11条 乙は、本契約一般条項の規定に従い、下請負人に対し本契約の一部を履行させる場合、本特約条項に基づく乙の一切の義務を乙の責任において当該下請負人者に遵守させるものとする。

（有効期間）

第12条 本契約一般条項の定めにかかわらず、本特約条項の定めはBA協定の終了後も効力を有する。

（言語）

第13条 本特約条項に定める乙から甲への書面による報告は、和文だけでなく、英文でも提出することとし、両文書は等しく正文とする。

（疑義）

第14条 本特約条項の解釈又は適用に関して疑義が生じた場合、BA協定の規定が本特約条項に優先する。